

南種子町地域おこし協力隊設置要綱

南種子町地域おこし協力隊設置要綱（平成28年南種子町告示第32号の1）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 任用型地域おこし協力隊員（第6条—第10条）

第3章 委嘱型地域おこし協力隊員（第11条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は町外の人材を活用し、地域の活性化に資する施策を推進するとともに、町内での定住、定着及び起業を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、南種子町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置するものとし、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の任命及び活動等に必要な事項を定めるものとする。

（隊員の種別と身分）

第2条 隊員の種別は次の各号に掲げるとおりとし、その身分は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。） 前条に規定する地域の活性化に資する施策を推進する活動を行うにあたり、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員
- （2）委嘱型地域おこし協力隊員（以下「委嘱型隊員」という。） 前条に規定する地域の活性化に資する施策を推進する活動を町が委託する法人若しくは団体又は個人事業主に雇用される者

（任用又は委嘱）

第3条 隊員は次の各号の要件を全て満たす者のうちから前条の種別に応じ、町長が任用又は委嘱をする。

- （1）生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域（条件不利地域を除く。）から本町へ移し、任用又は委嘱後速やかに南種子町内に住民票を異動する者

- (2) 法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者
 - (3) 心身ともに正常な状態で誠実に職務ができる者
 - (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定に基づく普通自動車第一種免許を有している者
 - (5) 町が指示又は委託した業務を遂行し、成果を出すために十分な資質を有すると認めた者
 - (6) 地域活性化に意欲があり、地域住民と積極的に協働できると認める者
- (活動内容)

第4条 隊員は、行政との連携を密にし、次に掲げる地域協力活動を行う。

- (1) 移住交流に係る活動
 - (2) 地域資源（観光・特産品）の発掘、振興に係る活動
 - (3) 農林水産業の振興に係る活動
 - (4) 地域の課題やニーズの解決に係る活動
 - (5) 地域行事に係る活動
 - (6) 集落の維持活性化に係る活動
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める活動
- (関連業務の委託)

第5条 町は、隊員の活動を適切に管理できると認める法人若しくは団体又は個人事業主（以下「受入団体等」という。）に隊員の活動管理を委託することができる。

2 町長は、予算の範囲内において、受入団体等に対し、委託料を支払う。

第2章 任用型地域おこし協力隊員

(任用期間)

第6条 任用型隊員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、人事評価の結果に基づき、任用型隊員を任用期間終了後に再度任用することができる。

2 前項ただし書の規定により任用型隊員を再度任用する場合であっても、任用期間が通算で3年を超えることはできない。

(勤務条件等)

第7条 任用型隊員の報酬、手当及び費用弁償については、南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年南種子町条例第21号）の定めるところによる。

2 任用型隊員の勤務時間、休日及び休暇については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関

する規則（令和元年南種子町規則第32号）の定めるところによる。

3 任用型隊員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 隊員の勤務日数は、原則として一般職員の例による。ただし、隊員としての身分を有する期間の合計が12月を超える隊員の勤務日数は、1月につき15日とする。

5 隊員は、法令の定めるところにより社会保険及び雇用保険に加入するものとする。

6 協力隊の活動における災害又は通勤による災害に対する補償等については、鹿児島県市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年鹿児島県市町村総合事務組合条例第37条）の定めるところによる。

7 第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず町長は、活動の内容において調整が必要と認める場合は、任用型隊員の勤務時間等を変更できるものとする。

（退職）

第8条 任用型隊員は、自己都合により任期の途中において退職を希望するときは、退職希望日の30日前までに退職届を町長に提出しなければならない。

（解任）

第9条 町長は法第28条又は第29条に規定する免職の事由に該当すると認められるときは、任用期間の中途であっても、任用型隊員を解任することができる。

（活動経費等）

第10条 町長は任用型隊員の活動に要する経費を予算の範囲内で負担するものとする。

第3章 委嘱型地域おこし協力隊員

（委嘱期間）

第11条 委嘱型隊員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、町長が必要と認めるときは、委嘱期間が終了した者に委嘱型隊員を再度委嘱することができる。

2 前項ただし書の規定により委嘱型隊員を再度委嘱する場合であっても、委嘱期間が通算で3年を超えることはできない。

（身分及び勤務条件等）

第12条 委嘱型隊員の身分は、受入団体等と雇用契約するものとし、町と委嘱型隊員との間に雇用関係は生じないものとする。

2 委嘱型隊員の勤務条件等については、町と協議の上で受入団体等が定めるものとする。

（報酬等）

第13条 委嘱型隊員の活動に対する報酬は、受入団体等が第5条第2項の委託料から支払うものと

する。

(解嘱)

第14条 町長は、委嘱型隊員が次のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、受入団体等と協議の上で、委嘱型隊員を解嘱することができる。

- (1) 自ら解嘱を申し出たとき。
- (2) 傷病等の理由により地域協力活動を継続することができないとき。
- (3) 町に対して事前に協議等を行うことなく、町から転出したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が隊員としてふさわしくないと認めるとき。

(秘密の保持)

第15条 隊員は、活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。解嘱した後も同様とする。

第4章 雑則

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。